

◆十番(今井光子) (登壇) 議長のお許しをいただきましたので、日本共産党を代表いたしまして、知事並びに関係部長に一般質問をさせていただきます。

まず、奈良県国民保護計画について総合防災監にお伺いします。

先日、ラジオを聞いておりますと、硫黄島で戦死をした第百九師団の団長、栗林忠道中将のことが紹介されておりました。作家の梯久美子さんが栗林中将に興味を待ちましたのは、家族への手紙の一節です。家の整理はおおむねつけてきたと思いますが、お勝手の下から吹き上げる風を防ぐ措置をしてこなかったのが残念です。二万人の兵を束ねる最高司令官が最後に思いをはせたのは留守宅の台所だったということで興味を持ち「散るぞ悲しき」という本を書き上げました。辞世の句として昭和二十年三月、国のため重き努めを果たし得て矢弾尽き果て散るぞ悲しきとうたいましたが、新聞に発表されたのは、散るぞ口惜しいと変えられたそうです。この戦いで日本軍の戦死者一万九千九百名、生還者千三十三名、私は改めて戦争の非道さを感じました。どんなことがあっても二度と戦争を繰り返してはならないと思います。幾多の犠牲の上につくられたものが日本国憲法第九条でした。改憲の動きが急速化する中で、大江健三郎さんなど九人の著名人が憲法九条を守ろうというアピールを出し、六月十日で満二周年を迎えました。あのとき何をしていたのかと言われないうようにと、多くのアピールに賛同し、九条の会は全国に五千百七十四、奈良県でも五十四の会が燎原の火のように広がっています。さきの国会では、憲法九条の改正に伴う国民投票法案や、教育基本法に愛国心を入れる改正案までもが議論されました。

県では昨年度、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、国民保護計画を策定いたしました。自治体には、住民の生命、身体、財産を保護する責務があります。有事を想定してどんな計画を立てようとも、一たん事が起これば住民の命も文化遺産も守れません。他府県の計画では前提に、平和のためには外交努力が必要とうたわれているものもあります。奈良県の計画にはそのような記述はありませんが、そのわけをお聞かせください。

◎総合防災監（松田光央）（登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対する質問は国民保護計画について、平和のためには外交努力が必要とうたわれている府県もあるが、本県の国民保護計画には記述がない。その理由についてのお尋ねでございます。

すべての国民が希求する平和と安全を確保するためには、国による平常時からの外交努力等により、武力攻撃事態等を未然に防ぐことが最も重要であるということはいうまでもないと考えております。

しかしながら、こうした外交努力等にもかかわらず、万が一、武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最少となるように、国民の保護のための措置を実施することが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の目的でございます。県におきましても万が一のこうした事態が発生した場合に備え、県の責務として行うべき措置が、迅速かつ的確に実施されるよう、同法及び国の基本指針に基づいて、奈良県国民保護計画を策定したところでございます。そのため、外交努力などの取り組みにつきましては、国が当然行うべきことであり、本県の国民保護計画で、あえて言及する必要はないとして記述していないところでございます。

本県では、恒久平和を願い、「国際文化観光・平和県」を標榜し、かねてからさまざまな取り組みを行っているところでございまして、今後とも地方公共団体の立場からできることとして、奈良県が有しております歴史的、文化的遺産を活用しながら、さまざまな分野で世界の人々と交流や相互理解を深めることが重要であると、このように考えております。

以上でございます。